

PCB廃棄物の適正な処理の推進等



【令和8年度要求額 3,972百万円＋事項要求（1,940百万円）】



PCB廃棄物の適正処理推進の取組及びPCB廃棄物処理施設の解体撤去のための資金出資等を行います。

1. 事業目的

- ①ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、令和9年3月末までに処理することが義務付けられているPCB廃棄物の適正処理推進。
- ②国が中心となり推進し、政府が100%出資している中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）により全国5箇所に整備された高濃度PCB廃棄物処理施設が立地する自治体における安全・安心の確保。

2. 事業内容

- ① PCB廃棄物の適正処理推進に向けて、以下に示すような取組を進める。
 - ・ 地方自治体による指導等の実施に係る相談窓口設置や専門家派遣
 - ・ PCB廃棄物の保管情報等の集計活用
 - ・ 適正処理に資する制度的・技術的な対応に係る調査検討 等
- ② 高濃度PCB廃棄物処理施設が立地する自治体における安全・安心の確保に貢献するため、以下に示すような事業を行う。
 - ・ 処理終了後の設備のPCB除去及び原状回復を速やかに実施するためのJESCOへの出資
 - ・ 立地自治体が実施するPCB廃棄物の処理や処理施設の原状回復等が安全かつ確実に行われることを確保するための環境整備に関する事業に対し補助

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①請負事業、②出資金、直接補助事業（定額）
- 対象 ①民間企業等、②JESCO、立地自治体
- 実施期間 ①平成13年度～令和17年度（予定） ②平成26年度～令和14年度（予定）

4. 事業イメージ

＜PCB廃棄物の例＞



＜PCB除去及び原状回復作業状況＞

処理事業を終了した事業所より順次
PCB除去及び原状回復作業を実施



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生担当参事官付 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室 電話：03-6457-9096